昭和55年1月30日第3種郵便物許可

平成21年1月10日発行 1月号 第443号（毎月1回10日発行 ISSNO388-2578）

MONTHLY SHIHO-SHOSHI

月報 司法書士

2009
1
JAN
No.443

特集 リーガルエイドと法律相談

特集

リーガルエイドと法律相談

日本司法支援センター（法テラス）の設立により、民事法律扶助制度は国策としての位置を確立したといえる。しかし、先進国のリーガルエイドと比べると、日本の制度は未だ充分とは言えず、これを改善するためにはドラスティックな改革が必要であるように思える。改革を実現するためには、現状に拘泥しないことが必要であるが、そのためには具体的な理想像を持ち続けることが不可欠である。

そこで、日本の法テラスの現状を様々な視点で検証し、今後の展望を示唆したい。

（月報発行委員会）

司法改革と司法制度改革
—「制度」という言葉があった意味

九州大学大学院法学研究院教授　木佐　茂男

1　司法「制度」改革の内容

2008年になってから日本弁護士連合会（日弁連）の機関誌や新聞あるいは電子メール配信記事には、「司法制度改革はほぼ終盤を迎え……」といった幹部の発言が目に付くようになった。なぜ、「司法制度改革」がすでに「終盤」なのか。それは、ひとことで言って、今回の日本の司法制度改革の目標が、「あるべき意味での〈司法改革〉」ではなくて、〈司法「制度」改革〉にとどまっているからである。国民に分かりやすい政府広報（法務省）の教師用指導マニュアル（CD-ROM付き）から、その骨格を取り上げてみよう。

このたびの司法制度改革の「３本柱」は、①国民の期待に応える司法制度の構築、②司法制度を支える法曹の在り方の改革、③国民的基盤の確立（国民の司法参加）であり、その結果としての「司法制度改革のめざす大きな目標」は、「国民に、より身近で、速くて、頼りがいのある司法」であった。①に対応するのが「法テラス」の設置、②の成果としてロー・スクール（法科大学院）の創設、③の実現のために裁判員制度の創設があった。

法テラスの評価は、他の制度と同様に評価が分かれるが、その仕組みの複雑さをさておけば、市民のアクセスの強化という点において、さしあたり肯定的な評価ができるのではなかろうか。しかし、その法テラスにあっても、論理的一貫性の実現や日常の運用に緊張感を欠いてはならないであろう。

今回は司法「制度」改革という名目で行われたものであるが、そのことによって、筆者が2004年に弁護士登録をし、実際に弁護士業務を４年半ほど行って感じるのは、かえって裁判が全体として見えなくなった

ことである。傍聴者として裁判を見、あるいは、法曹三者と裁判外の場で話して受け止めていた以上に、実務に携わってみると裁判は密室的であり、司法「制度」改革の進行により、ある面では、その非公開が進んでいるようにも思われる。言い換えると、裁判所の中で行われている裁判官と当事者や代理人あるいは弁護人との関係、ないし、法的対話は、ほとんど変わっていないか、後退しているのではないかという気がする。

具体例を挙げよう。全国の裁判所を見ているわけではないから断言はできないが、自分が代理人として法廷に出ていっても、まず、裁判官の固有名詞がわからない。毎日法廷に出入りしている弁護士ならともかく、教員としての立場を本業とする筆者にとって、1つの裁判部を構成する全裁判官が頭の中に入っているわけではない。ある提訴事件の、あるいは、相手方となって出かけていく事件の合議体を構成する裁判官3名が誰かがまずもってわからないのである。1件ごとに書記官に聞けばいいであろうが、なかなかその暇はない。各法廷の入り口にも担当裁判官全員の名前が書いてあるわけでもない。台湾の行政裁判所の法廷では、大きな文字で書いた名札が各裁判官の前に置いてある。通訳者の名前も明示されている。上級審裁判官や裁判長になるための研修裁判官席、司法修習生席も、前にその旨が表示されている。日本の場合には、法廷でもそうであるが、弁論準備手続と称して和解室に入ると、弁護士ならともかく、裁判当事者には誰が裁判官か書記官かもわからず、いわんや彼らの氏名の特定はできない。加えて、行政訴訟で最近経験したのは、本案の裁判官3名と執行停止事件の3名の裁判官が、同一の部であるのに異なっている。そのこと自体は問題ない。ただ、執行停止事件では、1名の裁判官は、最初から最後まで一度も顔を見せていない。却下決定書に名前が載っていて初めて担当裁判官のひとりであったことがわかる。ドイツであれば当然に憲法違反と考えられるが、日本ではこうした手続運用に弁護士まで慣れてしまっているため、問題意識さえ持てなくなっている。

民事事件一般では、経験が少ないため比率は不明であるが、初回の口頭弁論の後は、直ちに弁論準備手続に入るため、その時点から最後の段階で証人尋問が行われるまではほぼすべて密室になってしまう。原被告である当事者さえ全員は入れない。マスコミを入れて逐一報道され、あるいは、本当に一部始終を傍聴しておれば勝敗が分かるような問題を、難しい法律論に仕立て上げることによって、極端に言うと嘘を言い続けるとか、のらりくらり逃げる人が有利になってしまうような状況がある。わずか4年余の体験ではあるが、法廷に行くたびに公開裁判や法的対話は縁遠いものと感じてしまい、依頼者は失望する。

従来は長期裁判が批判されてきたが、弁論準備手続によって真に争点整理をするという目的よりも、結果として非公開の審理になっている側面の方が問題である。逆に言えば、裁判がやや長期化しても、公開の法廷でのまっとうな議論の方がはるかに正義の発見につながると考えられる。準備書面の提出によって「陳述しました」というのは、ドイツなどで見る裁判とは全く異なる。ドイツの場合であれば、書面を提出しても口頭で要旨を言うし、初回の口頭弁論前に準備手続により行われた争点整理の結果を1人の主任裁判官が十分に述べるが、それは公開の法廷で当事者や傍聴者にわかるようにするためである。

日本の民事系の裁判ではほぼすべてのことが傍聴者にはわからないまま進むので、終盤でやっと開かれる証人尋問などでも、なぜその人が証人となっているのかは、仮に当事者の近親者が来ていてもわからないことがある。こうした、憲法が定める裁判の最重要原則の実現にとって大事な事柄の実に多くが今回の司法「制度」改革の中では漏れている、ないしは、意図的に排除されている。

2 「裁判官の独立性」と「司法改革」

上述のことを別の言葉で表現すれば、各裁判官は自己の名前で裁判をしているというよりも、匿名で、裁判所という組織の一員として行動しているにほかならない。その表現が、日本のすべての裁判所庁舎の入り口である。日本の裁判所の正面には、最高裁を除けば、大理石などに、ただ「裁判所」とのみ刻み込まれた文字があるにとどまる。これは私が見た外国ではあり得ないことである。裁判所という抽象的な言葉はなくて、かならず「○○労働裁判所」、「○○高等裁判所」などと明確に書いてある。

日本の裁判所の石版は、「裁判官の独立」性というもっとも重要な憲法上の要請を、外観の上でも失わせる思想表現でもある。裁判所名さえ明示されず、事件の担当裁判官の固有名詞さえすぐには分からない、という裁判の「命」の部分さえ、司法「制度」改革では、およそ議論の対象にはならなかった。ドイツで1960年代末以降に司法改革の名の下に問いかけられた根本問題は、わが国の司法「制度」改革では、ほとんど問題にされることはなかった。

このたびの司法「制度」改革は、言い換えると、司法の〈精神〉や〈根本的なあり方〉を改革することではなく、司法の制度の一部の改善であった。以上の具体的事例は、一部の現象に過ぎず、以下のように種々の場面でも表れてくる。

3 司法「制度」改革の経緯

復習をしておくと、1999年6月に司法制度改革審議会設置法が全会一致で成立した。その後、同法に基づく審議会は2001年7月26日をもって2年の設置期限経過により解散した。政府に置かれた司法制度改革推進本部の任期は2004年11月30日に終わった。そして、同年の12月3日に終了した臨時国会までの期間に司法制度改革関連法の制定改廃は24件に及んだ。

もともと今回の司法制度改革が要請されるに至った根本的な理由を振り返れば、それは、日本国民、日本政府、日本の財界、アメリカ政府、アメリカ財界、さらに日本の最高裁や法務省、弁護士会、それら様々な思惑の中で司法制度を見直さざるを得ないという状況の中にある。これは、1995年に始まった地方分権改革をめぐる5年間の大議論、そして2000年4月1日に始まった地方分権改革ときわめて似たものであって、いわば同床異夢の中で改革の動きが始まったのである。従って、各集団が描く司法像にはきわめて大きな違いがありながら、なんらかの司法制度の改革が必要だという点

で一致があったわけである。1990年代の後半に、しばしば分権改革については「混声合唱地方分権」というキーワードが使われたが、実際には混声合唱としてハーモニーがあったのではなく、音程もリズムも異なる声が同時に発せられていた面がある。今時の司法に係る改革も、極論すれば、「司法改革」の要求と、「司法制度改革」の要求との衝突・妥協の産物となる必然性があった。「司法改革」を求める国民的基盤はわずかしかなかったからである。

今回の司法「制度」改革も、日本政府がその必要性を認めたのは、例えばアメリカから要求されている規制緩和、それに伴う日本への企業進出、しかし規制が多くて、裁判で争おうと思っても裁判が機能していないという批判があったからである。他方で、日本政府側にとっては、すでに顕在化している財政危機、それに伴って必要な小さな政府への再編成も必要であったが、他方で世界的に知られるに至った「あまりにも小さな司法」という現状への対処も求められた。

国民や日弁連の多数派が要求していた司法改革は、日本政府やアメリカ側の要請とは別の文脈のものであった。具体的に言えば、誤判によって死刑台に消えた多くの死刑囚もいた。刑事裁判の場合、誤判が後の証拠で判明する場合があり、人命そのものに関わっているが、民事訴訟や行政訴訟にも実質的には多くの誤判があったはずである。しかし、その誤判に責任を取る裁判所や裁判官は想定されておらず、これまで裁判所の誤判を理由とする国家賠償責任などは認められたこともない。他方で、弁護士会側には、弁論過誤の問題も潜在的にはあるが、これはさほど大きな論点にはなっていなかった。

そこで、国民なり弁護士会の側からは、もっぱら今回の司法改革では誤判問題が大きくクローズアップされ、陪審制導入の運動が起きた。その前に、「裁判がおかしい」ということから、「裁判ウォッチング」や裁判傍聴運動という形で、わずかな数の市民ではあるが、裁判所に目を向けて、裁判監視のネットワーク化も進められた。それらの動きの直前に、日弁連では中坊執行部が誕生したし、私もその直前の約1年間でドイツの司法制度の現状を紹介する論稿を書いた。現在、公式文書では、1999年に司法「制度」改革の動きが始まったように言われているが、今次の改革の根は、おおよそ1988年ないし1989年頃にスタート台があって、90年に中坊執行部の司法改革宣言が行われ、そこから始まった。日本での司法改革の議論には長い歴史があるが、直接に今回の司法「制度」改革につながる議論としては、遡る10年間をカウントすべきであろう。

4　外国の「司法改革」から見て

それでは、その助走期間の10年の重みが今回の司法「制度」改革に及んでいるかと問えば、「ある程度」と答えるのが適切であろう。司法制度改革審議会に労働界代表や若干の言論人などが入っていたこと、検討会の中にも全体としてはわずかであれ、いわゆる改革を唱えた研究者も少し入っていたのは事実であるが、司法改革を正面から研究してきた者が果たして何人入っていたかは疑問である。ヨーロッパでは1960年代末以降の学生運動や政治環境の変遷による民主化とともに、台湾や韓国では1980年代半ばに国民の手で独裁政権を倒し、その民主化運動の結果として政権を倒す運動を起こした若い法律家たちが、三権の中に入っていった。ドイツでは政権交代もあったから、1つの連邦憲法裁判所と5つの分野ごとの最高裁でもいわば革新的な判事たちが生まれた。検察官でも、経済犯罪や環境犯罪を摘発したいという目的意識をもった若者が多数任用された。

台湾に関して象徴的な出来事を1つ挙げると、拙著『人間の尊厳と司法権』（日本評論社、1990年）は、台湾の多数の若手裁判官に読まれ、そのうちの中心人物である呂太郎（ろ・たろう）裁判官たちは、ドイツの「内から司法改革」を実践した。日本の司法制度改革審議会が議論をしていた間に「月刊司法改革」という雑誌を刊行していたが、呂氏にはその雑誌用に台湾の司法改革について原稿を書いていただいた（呂太郎「台湾における司法権の独立と司法行政」月刊司法改革10号（現代人文社、2000年）51―56頁）。

同氏らのいわば野党的・進歩的な裁判官が、独裁政権の崩壊の結果、裁判所の中に入った。30代の呂裁判官は、日本の最高裁の人事局長に当たる職に就くことになった。そして1999年3月30日付けで発表された台湾の司法院、すなわち憲法裁判所の翁岳生院長（長官）名の司法改革宣言文書は、「新しい世紀の挑戦を迎え、司法改革を進めよ」というタイトルで、全78頁のものであった。日本ではもっとも過激な司法改革論者の主張に匹敵するような内容のものであった。

例えば院長の翁岳生教授が述べたのは、新しい世紀を迎え司法改革を進めよ、市民のための司法の理念を実現せよ、合理的な裁判環境を提供せよ、あるいは公平かつ正義の訴訟制度を推し進めよ、全面的に裁判書類を簡素化し、用語の通俗化を強く要請し、法廷の記録をコンピュータ化せよ、と。そして、もっとも優れていることの1つと思われるのは、裁判官、検察官、弁護士、学者の各界における情報の交流を全面的に推し進め、新たな法治社会を作るため共同して邁進せよという点である。

筆者は、2005年に台湾の司法改革に貢献したという理由で、台湾の司法院の2人目の国賓（1人目は、アメリカのスカリア最高裁判事）として招待を受けた。その際、事前に日本裁判官ネットワークのメーリングリスト上で、「台湾の裁判官に聞いてくることはないでしょうか」と尋ねたところ、現職の裁判官から、「台湾では、野党的というか問題意識を持っている裁判官の団体にはどのようなものがあり、どのような行動をしているのか聞くなり、調べるなりして欲しい」という投稿があった。そこで台湾でこの質問をぶつけたが、呂所長（当時）は、「もうそのような団体はない。問題を提起していた人たちは多くが裁判所の中に入って、改革はもうほぼ実現しているので、不満分子はいない」と断言された。これは、大きなショックであった。

同じように韓国でも、最高裁判所のホームページには英語のバージョンがあって、2000年前後のトップ・ページには、もっとも目立つところにハングルと英語で、自由・平等・正義という言葉があった。

2008年9月26日に、韓国の最高裁判所の

李容勲長官が、韓国の司法制度が確立されて60周年を迎えた式典で、過去の政権が体制維持のために民主化運動家や一般市民を拷問するなどして多数の事件をでっち上げたことに裁判所が加担した責任を認め、司法機関トップとして初めて国民に謝罪したという。日本での報道は小さかったかもしれない。同長官は、過去に裁判官が「正しい姿勢を保てず憲法の価値に反する判決を出した」ことを率直に認めたのである。この悪しき判決自体に、今の裁判官は責任を負わないはずである。最近、保守政権に代わったばかりであるが、きちんと過去の清算をしようという意識を韓国の最高裁も持っているということには、率直に驚く。

こうしたことが日本の最高裁に果たして期待できるかは疑問である。今日に至るまで、日本の最高裁のホームページは非常に無味乾燥である。ホームページという広報手段であっても、それなりに設計思想が反映する。日本の裁判所のホームページにヒューマンなセンスを感じるまでには、まだ相当の年月が必要と思われる。韓国の最高裁ホームページにはかわいいマスコット人形が付いていたが、それを見ると、いかに市民に親しいものにするよう努力しているかがわかるような気がする。

5　独立した裁判官による人権保障

私が専門にする行政法の領域では、日韓の研究者によって、韓国では、憲法裁判所、行政裁判所と行政不服審査のための合議制審査機関の3つが人権保障をする競争関係にあるとよく指摘される。日本の場合には、憲法裁判所はないが、後者2つともが国民から見ると人権擁護にとって救済機関というよりも非常に大きな壁になっていた。日本の現状と、救済の競争で存在をアピールしようという韓国とは大きく異なる。

これまで、ヨーロッパや英米の司法改革との比較で日本の遅れが揶揄されることが多かったが、身近なアジアの中で比べても、どれほど発想、考え方、裁判官の構成、出自、経験、意識、法廷の造り、裁判所の窓口などが違ってきているのかを認識しなければ、アジアの法曹との対話自体も成り立たなくなる可能性を否定できない。

ただ、誤解のないように言っておけば、今でもアジア各国から日本に研究に来る留学生や研究者は少なくないし、いったんお付き合いをすれば、中国本土も含めて、腹を割った意見交換は可能である。草の根レベルでの交流は確実に充実しつつある。日本の法律世界の出来事もほぼリアルタイムで、中国本土、台湾、韓国には知られている。逆に日本のほうがアジアの動きを知らず、遅れた思考回路のままという、筆者の言うガラパゴス現象はますます顕著になってきている。

日本でも、個々の部分を取り上げると、アジア諸国・地域より先んじて作られるものもあるし、特に自治体レベルでの新しい先駆的政策は影響を及ぼしているが、国のレベルでの総体的な法制度改革という点では、日本の政治と官僚制の麻痺現象により劣等化、対応の遅れが顕著になっている。

以上のことを前提に考えてみると、日本の場合、本来は「司法改革」になるべきものが、実は、「裁判官の独立性」がなかったために、未完のままに店ざらしになっていることが分かるし、店ざらしになっていることが各界の法曹にそもそも認識されていないように思われる。

6　司法「制度」改革の意味

日本で実質的に「裁判官の独立性」が保障されていたのであれば、今回のような大きなエネルギーを使った司法「制度」改革ということではなく、もっと淡々とした、個別の問題への対応、あるいは、個々の事件に関する裁判判決という形、さらには法務省が民意に基礎を置く改正法案を出すということで足りたはずである。わが国の場合には、地方自治制度であれ、司法制度であれ、それぞれ憲法の第8章と第6章で一定の独立性が保障されているのに、その独立性を発揮しがたい政治風土や官僚意識があって、大がかりな審議会などを設置しなければ動かし始めることもできなかったのである。

審議会設置によって初めて司法制度改革という形で総点検が行われることになったが、キーワードが「裁判官の独立性」の確立ではなかったため、司法の本来の役割、裁判官の役割、民意と国会や裁判所の本質的あり方というところに目が向かなかった。その結果として、大まかに言えば「司法改革」よりも司法「制度」改革という「制度」いじりに終始せざるを得なかったし、それが推進者の中の中枢勢力の目的であったと言わざるを得ないであろう。

以上述べたことは、1995年から2000年にかけて行われた地方分権改革などとも共通する日本のいわばお家芸であり、根本の問題は温存されたままということになろう。

これまでの「小さな司法」をもたらしてきたものは、財政事情ではなく、政治的多数者の意向であるが、つまるところ国民の側の強いお上依存の意識や体質にあったと言える。今回の司法「制度」改革では、多種多様な働きかけ主体があったが、一定の「改革」が避けられないということが判明してからは、最高裁や法務省という2つの組織は、かえって「改革」を一定の枠にとどめるように、自ら考える「改革」を積極的に進めた側面がある。さまざまの人権保障のための総体的な「司法改革」には至らないように歯止めを設けた力は大きなものであったように思われる。

筆者の研究領域である行政訴訟の議論などを典型例として取り上げると、司法制度改革審議会の第41回、第42回の会議で議論されたが、その際に配布された最高裁事務総局や法務省の回答は、日本の司法の特質をかなり顕著にするものであった。具体的にみよう。筆者を含めて研究者、そして日弁連は、外国との統計比較によって日本の行政事件訴訟における救済率の低さなどを強調してきたが、最高裁・法務省は、外国の裁判事件数や救済比率の問題などでもいわば居直りに近いような形で、問題や論点をすり替えたり、評価手法を変えることによって、大きな問題ではない、あるいはさほどの問題ではないと述べていると感じる。

大原則を考えると、筆者がドイツの裁判所を多く見てきたからというバイアスがあることを承知で述べるが、裁判所はあくまでも法に従って個々の事件について裁判をするところであり、裁判制度を自ら制度設計する、あるいは立案をする役所ではないはずである。国民主権国家においては、代表制民主主義に従い、政府が裁判制度の提

案をするのが筋であり、あるいは国会が主導権を発揮するのが常道であり、裁判所が裁判官の人事を決めるというのは筋が違うと考えるが、わが国では裁判所のことは裁判所に任せるという基本的な法制度になってしまった部分がある。そこでいう最高裁は、15名の最高裁判事ではなく、最高裁事務総局という巨大な組織が「最高裁」として登場する。この組織では明治憲法時代の旧司法省の官僚精神がほぼそのまま、戦後当初は人的にも、その後は精神構造として引き継がれて今日に至っている。1960年代のほぼ半ばから60年代末までの時期に、比較的進歩的な裁判官集団が最高裁事務総局に勤務していたという歴史的事実はあるが、60年代末から70年代にかけて司法官僚システムが再度確立し、巨大な行政人事組織に発展していった。事務総局が最高裁判事を決めるともいわれる構造ができてしまった。

本来は、仮に裁判官としての経験・知見を持っていて立法に貢献できるのであれば、身分を完全に法務省の職員に移して、そこで法務省の参事官などの肩書きをもって立案作業に携わればいいと思われるが、今回の改革では、法務省と最高裁はほぼ同等に意見書を出しており、いわば与えられた法の枠の中で裁判をするという裁判所の役割からは外れたことまでできてしまう組織関係になっている。

こうした実務があまりに一般化しているために、研究者も最重要の課題に気づかなくなってしまっているように思われる。比較法研究によって大上段の広い視野から議論をしなければならないのに、日本という国の所与の枠の中での「制度」改革を、現存する関係主体をそのまま認めた上で構想するしかないため、最高裁や法務省が同意する枠の中での改革にとどまる。

これは地方分権改革時でも全く同じであった。いわば関係当事者（機関ないし官僚集団）の合意を得ないことには進まないという、よく言えば実現可能であるが、別の見方をすればラジカルな改革にはならない「改革」になる構造をスタート時点からはらんでいた。

先に述べたように、今回の司法「制度」改革の契機は、1980年代末にあった。現に、筆者の論文や苦労と弁護士会の関与が契機となって、少なからぬ裁判所庁舎は建築コンセプトを変えた。裁判所の中のラウンド・テーブル、植物、絵画、ＢＧＭ、訪問者のための廊下の色付きラインなども小さな影響の一つである。しかし、それから20年近く経った現在、40歳代の裁判官も、設備面や裁判所の庁舎内環境が変わってから任官した方が少なくない。いわば裁判官の中堅世代が１つ古い世代の裁判所改革の契機について事実を知らない「隔世」となるほどの時間が経った。平賀書簡事件（1969年）や宮本判事補再任拒否事件（1971年）などは、ほとんどの中堅以下の裁判官にとっては、その事件名さえ聞いたことがないのかもしれない。

7　欠けている「過去」の反省

今回の司法「制度」改革は、必ずしも日本の裁判所の「過去」を反省して行われたものとは言えない。残された課題や、かえって新たに問題が生じている事柄もある。

最大の問題は、日本の司法の「恥部」についての批判的回顧がないままに司法「制度」改革が進んでいることである。第１に、最高裁事務総局という巨大な行政組織、司法政策の立案組織の改革が何ら行われていないことである。およそ手つかずのまま温存された。従って、裁判官の人事管理制度に一定の改善はあったが、そもそも裁判官人事制度はどうあるべきかの根本的議論は欠けていた。ヨーロッパでも東アジアでもそれがもっとも重要な論点であったのに。そして裁判官があくまでも匿名の集団のようであり、組織の一員として働いているという意識が非常に強いことを反省する徴表は、筆者自身が弁護士として裁判所内に入る機会も増えたが、何一つ見あたらない。日本での簡易裁判所判事と副検事に相当する問題は、ドイツの司法改革では真っ先に対処され、現在では、司法試験にパスした法曹でなければ、日本の簡易裁判所に当たる区裁判所での勤務はできないが、日本では検討課題にもほぼ上らなかったのではなかろうか。日本の改革が「司法改革」でない所以の１つである。

8　司法書士と「司法改革」

このように見てくると、司法書士制度にとって本格的な改革課題は、本来の「司法改革」はどうあるべきかの理念を明確に整理・理解した上で行われるべきことになろう。例えば、冒頭に述べた①国民の期待に応える司法制度の構築、②司法制度を支える法曹の在り方の改革、といった目標が、法テラスの設置で終わるわけはなく、また、ロー・スクールの設置で「法曹の在り方の改革」が済むわけはない。

司法書士の職能については、民事事件に関して簡裁代理権が付与された。噂として聞く限りで言えるのは、簡裁での司法書士の代理行為は、個々の司法書士によって相当に違うということである。司法書士の方と、交渉なり法廷で対峙したことはないので、軽々な判断はできないが、今後、各種の研修によって研鑽の度合いを深める必要があろう。しだいに職域が広がってきた歴史があり、司法書士が弁護士に比べて全国各地で仕事をしている現状を見る限り、行政不服審査の代理権なども視野に入ってくると思われるが、経済的には恵まれない仕事である。それにも関わらず、地域に生きる法曹として、なお新たな職域の発見と、場合によっては法改正によるその拡大は、司法書士（会）に残された重要な課題であると思われる。

（きさ・しげお）